

下水道施設運転管理業務における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン改訂

(1) 改訂理由

「マスク着用の考え方の見直し等について」令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定を踏まえ所要の見直しを行うものである。

(2) ガイドライン改訂 新旧対照

改 訂	現 行
<p>下水道施設運転管理業務における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン</p> <p>令和2年5月14日制定 令和3年4月21日改訂 令和3年10月29日改訂 令和4年12月7日改訂 <u>令和5年3月13日改訂</u> <u>(令和5年5月8日廃止予定)</u></p> <p>一般社団法人 日本下水道施設管理業協会</p>	<p>下水道施設運転管理業務における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン</p> <p>令和2年5月14日制定 令和3年4月21日改訂 令和3年10月29日改訂 令和4年12月7日改訂</p> <p>一般社団法人 日本下水道施設管理業協会</p>
<p>1. はじめに</p> <p>本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、下水道施設運転管理業務（地方公共団体の委託を受けて下水処理場において従業員が設備等の運転操作、点検・保全及び水質管理することにより下水道管を通じて流入する下水を処理する業務等を言う。）における新型コロナウイルス感染予防策を策定、実施するにあたっての基本事項を整理したものである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、下水道施設運転管理業務（地方公共団体の委託を受けて下水処理場において従業員が設備等の運転操作、点検・保全及び水質管理することにより下水道管を通じて流入する下水を処理する業務等を言う。）における新型コロナウイルス感染予防策を策定、実施するにあたっての基本事項を整理したものである。</p>

改 訂	現 行
<p>下水道施設は、市民の快適な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤施設であることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。</p> <p>このため、下水道施設の運転管理業務を受託している事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の下水道施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。</p> <p>なお、本ガイドラインは、下水道施設の運転管理業務を受託する会員企業が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。</p> <p>本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等</p>	<p>下水道施設は、市民の快適な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤施設であることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。</p> <p>このため、下水道施設の運転管理業務を受託している事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の下水道施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。</p> <p>なお、本ガイドラインは、下水道施設の運転管理業務を受託する会員企業が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。</p> <p>本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等</p>

改 訂	現 行
<p>を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>下水道施設の運転管理業務を受託する事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、下水道施設の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、下水道施設内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(1) 災害危機管理指針の活用(別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当協会が制定した災害危機管理指針(2018年改訂版)第6章「流行性疾病(季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等)への対応」に基づき、下水道施設のおかれた個別の態様に合わせて対処する。なお、新型コロナウイルス感染予防対策に関しては、下記の(2)から(11)を優先する。 <p>(2) 健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業所内でマスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とするが、感染拡大期や事業運営上必要な場合においては、場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかける。</u> 従業員に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。 	<p>を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>下水道施設の運転管理業務を受託する事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、下水道施設の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、下水道施設内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(1) 災害危機管理指針の活用(別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当協会が制定した災害危機管理指針(2018年改訂版)第6章「流行性疾病(季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等)への対応」に基づき、下水道施設のおかれた個別の態様に合わせて対処する。なお、新型コロナウイルス感染予防対策に関しては、下記の(2)から(11)を優先する。 <p>(2) 健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業所内では原則マスクを着用させる。ただし、人との距離を十分確保できる場合等、適切な感染防止が確保出来る場合には状況に応じてマスクを外すこともできる。</u> 従業員に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

改 訂	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には学会の指針(※1)などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。 ・ 職場における検査の活用を図ることについて検討する。(※2) <ol style="list-style-type: none"> 1 健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。 2 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員<u>の同意を得て、抗原簡易キットを使用することが可能。</u> 3 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の方で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。 4 抗原簡易キットの購入にあたっては、①検査を管理する従業員がいることを示す確認書を医薬品卸売販売業者（又は薬局）に提出すること。②国が承認した抗原簡易キットを用いること、が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には学会の指針(※1)などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。 ・ 職場における検査の活用を図ることについて検討する。(※2) <ol style="list-style-type: none"> 1 健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。 2 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員<u>に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。</u> 3 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の方で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。 4 抗原簡易キットの購入にあたっては、①検査を管理する従業員がいることを示す確認書を医薬品卸売販売業者（又は薬局）に提出すること。②国が承認した抗原簡易キットを用いること、が必要。

改 訂	現 行
<p>※1 日本渡航医学会、日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第5版）など</p> <p>※2 令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」</p> <p>（3）通勤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大期においては、管理部門などを中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを積極的に励行する。 ・ 感染拡大期においては、自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。 ・ 上記以外の従業員についても、感染拡大期においては、時差出勤の励行などにより、混雑時の公共交通機関の利用を控える。 <p>（4）勤務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん又は手指消毒液などを配置する。 ・ 飛沫感染防止のため、<u>人と人が触れ合わない程度の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について工夫する。</u>一定の距離を確保できない場合には、仕切りを設けるなどする。仕切りは空気の流れを阻害しないよう留意する。 	<p>※1 日本渡航医学会、日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第5版）など</p> <p>※2 令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」</p> <p>（3）通勤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大期においては、管理部門などを中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを積極的に励行する。 ・ 感染拡大期においては、自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。 ・ 上記以外の従業員についても、感染拡大期においては、時差出勤の励行などにより、混雑時の公共交通機関の利用を控える。 <p>（4）勤務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん又は手指消毒液などを配置する。 ・ 飛沫感染防止のため、<u>従業員が、顔の正面から1～2メートルを目安(大声等での会話が想定されない場合には、人と人が触れ合わない程度の距離)に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について工夫する。</u>一定の距離を確保できない場合には、仕切りを設けるなどする。仕切りは空気の流れを阻害しないよう留意する。

改 訂	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、勤務中の手袋等の保護具の装着を促す。未処理汚水に抵触する可能性がある業務を実施する場合には、作業に伴い飛沫が直接目に入ることを防ぐため、必要に応じて保護めがねなどの着用を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これらを徹底する<u>とともに、マスクの着用を求める。</u> ・ 直交代に係る引継ぎ時間を短く設定する、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。 ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。 ・ 業務分野ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が不必要に他の区域との往来をしないようにする。また、一定規模以上の下水道施設などでは、シフトをできる限りグループ単位で管理する。 ・ 会議を行う場合、オンラインでの実施を検討するほか、対面で行う場合は、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面で座らないように工夫する。長時間の会話により発生するエアロゾルによって感染が生じているので、可能な限り短い時間で実施するよう促す。 ・ 事務室や会議室の適切な空調設備による常時換気に努める。窓が開く場合は、1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上窓を開けて換気する。なお、機械換気のみで、必要換気量(30 m³/時・人)を満たす場合は窓 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、勤務中の<u>マスク、手袋</u>等の保護具の装着を促す。未処理汚水に抵触する可能性がある業務を実施する場合には、作業に伴い飛沫が直接目に入ることを防ぐため、必要に応じて保護めがねなどの着用を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これらを徹底する。 ・ 直交代に係る引継ぎ時間を短く設定する、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。 ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。 ・ 業務分野ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が不必要に他の区域との往来をしないようにする。また、一定規模以上の下水道施設などでは、シフトをできる限りグループ単位で管理する。 ・ 会議を行う場合、オンラインでの実施を検討するほか、対面で行う場合は、<u>マスクを着用し</u>、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面で座らないように工夫する。<u>マスクを着用していても</u>、長時間の会話により発生するエアロゾルによって感染が生じているので、可能な限り短い時間で実施するよう促す。 ・ 事務室や会議室の適切な空調設備による常時換気に努める。窓が開く場合は、1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上窓を開けて換気する。なお、機械換気のみで、必要換気量(30 m³/時・人)を満たす場合は

改 訂	現 行
<p>開放との併用は不要である。乾燥する場面では、相対湿度40%～70%を目安として加湿する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務で車両を使用する場合、車内での換気や会話の自粛などを行う。 <p>(5) 休憩・休息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩・休息スペースの入退室前後の手洗いをを行う。 ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、<u>屋外であっても人と人が触れ合わない程度の距離</u>を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を防ぐことを徹底する。 ・ 食堂等での飲食については、黙食をするよう掲示するなど、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知するほか、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、<u>人と人が触れ合わない程度の距離</u>を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。 <p>(6) トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、ドアノブ、水栓ノブ等不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。 ・ トイレ使用後は手洗いを徹底する。 	<p>窓開放との併用は不要である。乾燥する場面では、相対湿度40%～70%を目安として加湿する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務で車両を使用する場合、車内での換気や<u>マスクの着用</u>、<u>会話の自粛</u>などを行う。 <p>(5) 休憩・休息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩・休息スペースの入退室前後の手洗いをを行う。 ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、<u>屋外であっても1～2メートル以上の距離</u>を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を防ぐことを徹底する。 ・ 食堂等での飲食については、黙食をするよう掲示するなど、<u>飲食時等マスクを着用していない場合には、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知するほか、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、1～2メートル以上の距離</u>を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。 ・ <u>食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか会話の場合はマスクを必ず着用する。</u> <p>(6) トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、ドアノブ、水栓ノブ等不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。 ・ トイレ使用後は手洗いを徹底する。

改 訂	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 <p>(7) 設備・器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視室の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒(※3)を行う。 ・ 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒(※3)を行う。 ・ 施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、電話、手すり、テーブル・椅子等）の定期的な消毒(※3)を行う。 ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合は、ゴミに直接触れることが無いよう、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、作業後に手洗いを徹底する。 ・ 建物全体や個別の作業スペースについて常時換気又はこまめな換気に努める。機械換気の場合は適切な空調設備を用いた換気であることを確認する。 ・ 休憩・休息スペースや手洗は、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」に該当することを踏まえ、換気の確保に留意する。 ・ 寒冷期は適度な保湿（相対湿度40%～70%が目安）が感染拡大防止に有効である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 <p>(7) 設備・器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視室の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒(※3)を行う。 ・ 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒(※3)を行う。 ・ 施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、電話、手すり、テーブル・椅子等）の定期的な消毒(※3)を行う。 ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合は、ゴミに直接触れることが無いよう、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、<u>マスクを着用し</u>、作業後に手洗いを徹底する。 ・ 建物全体や個別の作業スペースについて常時換気又はこまめな換気に努める。機械換気の場合は適切な空調設備を用いた換気であることを確認する。 ・ 休憩・休息スペースや手洗は、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」に該当することを踏まえ、換気の確保に留意する。 ・ 寒冷期は適度な保湿（相対湿度40%～70%が目安）が感染拡大防止に有効である

改 訂	現 行
<p>と考えられていることに配慮し、事務室等用途に応じて適切な保湿を確保するよう努める。</p> <p>※3 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。清掃には、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いる。手が触れることのない床や壁は、通常の清掃で良い。</p> <p>(8) 部外者の立ち入り</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品や部品搬入、製品搬出、水質試験など、運転管理活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。 このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、下水道施設内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。 <p>(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対し、変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。 	<p>と考えられていることに配慮し、事務室等用途に応じて適切な保湿を確保するよう努める。</p> <p>※3 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。清掃には、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いる。手が触れることのない床や壁は、通常の清掃で良い。</p> <p>(8) 部外者の立ち入り</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品や部品搬入、製品搬出、水質試験など、運転管理活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。 このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、下水道施設内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。 <p>(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対し、変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。<u>このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している『新しい生活様式』の実践例</u>、「<u>感染リスクが高まる「5つの場面</u>」(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間

改 訂	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場合でも、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。 ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。 ・ 海外渡航歴を有する従業員の対応については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省 HP「水際対策」など参照）に沿って判断する。 	<p style="text-align: center;"><u>におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」を周知するなどの取り組みを行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対し、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場合でも、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。 ・ <u>変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知する。（※4）</u> ・ <u>従業員に対しマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。</u> ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。 ・ 海外渡航歴を有する従業員の対応については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省 HP「水際対策」など参照）に沿って判断する。

改 訂	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。 <p>(10) 感染者が確認された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同一勤務場所の従業員については、健康状態の管理を徹底し体調不良者が発生した場合は、医師の診察を受けさせるものとする。 ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 ・ 事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。 <p>(11) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理責任者は地域の保健所の連絡先を把握し、事務室に掲示等により周知するとともに保健所の聞き取り等に必ず協力する。 ・ 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。 <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。 <p>※4 厚生労働省 HP「マスクの着用について」参照 _ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)</p> <p>(10) 感染者が確認された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同一勤務場所の従業員については、健康状態の管理を徹底し体調不良者が発生した場合は、医師の診察を受けさせるものとする。 ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 ・ 事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。 <p>(11) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理責任者は地域の保健所の連絡先を把握し、事務室に掲示等により周知するとともに保健所の聞き取り等に必ず協力する。 ・ 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。 <p style="text-align: right;">(以上)</p>

改 訂	現 行
<p>別紙 災害危機管理指針(2018年改訂版)抜粋 第6章 流行性疾病(季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等)への対応</p> <p>～以下、略～</p>	<p>別紙 災害危機管理指針(2018年改訂版)抜粋 第6章 流行性疾病(季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等)への対応</p> <p>～以下、略～</p>